

【本日の目次】

1. 新着情報

- ◆上場会社のアナリスト・レポート発行のお知らせ

2. 市況情報

- ◆本日の株価指標等
- ◆第一部前・後場概況

3. セミナー情報

- ◆+YOU ニッポン応援全国キャラバン開催予定

4. コラム

- ◆証券取引等監視委員会からの寄稿

=====
※ 以下については、証券取引等監視委員会のホームページ掲載にあたり、上記目次 4. コラムを抜粋しております。
=====

証券取引等監視委員会からの寄稿

投稿 No90

「証券取引等監視委員会の活動状況」の公表について

証券取引等監視委員会事務局 総務課長 其田 修一

証券監視委は、毎年、事務の処理状況を公表しており、去る6月26日に平成24年度（平成24年4月1日～平成25年3月31日）の「証券取引等監視委員会の活動状況」（以下「活動状況」という。）を公表しました。今回は、その概要をご紹介します。

（注）活動状況は、証券監視委のウェブサイトに掲載されています。

（http://www.fsa.go.jp/sesc/reports/n_24/n_24.htm）

平成24年度は、証券監視委第7期（平成22年12月13日～25年12月12日）も後期に入り、当期の活動方針（「公正な市場の確立に向けて」）で掲げた重点施策（注）の実現に向け注力し、それぞれの分野で成果を挙げました。

- (注) 1. 包括的かつ機動的な市場監視
2. 不公正取引や虚偽記載等への厳正な対応
3. ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な検査・調査の実施
4. 課徴金制度の一層の活用
5. 検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査の実施
6. 自主規制機関などとの連携

分野毎に、活動状況を概観しますと、

- (1) 市場分析審査においては、24年度も一般投資家等から6,362件（昨年度6,179件）もの多数の情報を受け付け、これを監視委各課の行う検査、調査等に活用したほか、いわゆるA I J問題の経験を踏まえ、年金運用の分野に特化して情報を受け付ける「年金運用ホットライン」を24年4月に設置しました。

また、近年監視委が摘発に注力している架空増資や現物出資制度を悪用した形で行われる「不公正ファイナンス」の監視にも継続的に取り組んでおり、財務局の証券監査部門や取引所の上場審査・管理部門等と密接に連携し、早期に問題事案を把握するよう努めています。

さらに、市場の新たな動向にも目を向け、欧米における高頻度取引（HFT）の実態や規制の動向、国内企業によるM&AやTOBの動向、ライツオフアリングの活用状況等について、情報収集・分析を行いました。

- (2) 証券検査においては、24年度は全体で214社の検査を実施しました（着手ベース）。業態別には、第一種金商業者（57社）、投資運用業者（36社）、第二種金商業者（20件）、投資助言・代理業者（40社）、適格機関投資家等特例業務届出者（21社）等、検査対象業者が延べ約8,000社に達する状況の下、多様な業態の監視に努めました。

これら検査の結果、重大な法令違反等が認められた18件については、行政処分を求める勧告を行い、法令違反や内部管理態勢等の問題点が認められた102社に対しては問題点を通知し、改善を求めています。

また、ファンドの募集等に関し重大な法令違反等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者13社については、社名・代表者名・法令違反行為等を公表し、投資家に注意を促しました。

- (3) 課徴金に係る取引調査においては、24年度は25件の勧告を実施しました。この内訳をみると、内部者取引13件（昨年度14件）、相場操縦12件（同3件）と、相場操縦に係る勧告が増えており、市場の公正性を害する行為に対する監視の強化に努めました。
- (4) クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家による不公正取引の実態解明を行う国際取引等調査については、24年度は7件の課徴金納付命令勧告を行いました。

このうち6件については、大型公募増資の公表前に行われた内外プロ投資家による内部者取引を対象とするもので、中でも東京電力株式に係る内

部者取引事案では、海外所在の違反行為者に対して初めて勧告を行いました。

また、ヤフー株式に係る相場操縦事案は、米国所在の違反行為者に対し、不公正取引に係る課徴金額としては過去最高金額（6,571万円）の納付を命ずる勧告を行いました。

- (5) 開示検査においては、24年度は37社に対する検査を終了し、うち9件に課徴金納付命令勧告、1件に訂正報告書の提出命令勧告を実施したほか、4件については自発的な訂正を促し、適正な開示情報が提供されるよう努めました。

なお、オリンパス株式会社の有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告は、犯則調査に基づく告発と並行して行われた初めての事例となりました。

- (6) 犯則事件の調査・告発については、24年度は7件の告発を行いました。このうち4件はA I J事件に関するもので、多数の年金基金に対し虚偽の説明を行い投資一任契約を締結させた事実に対し、「契約の偽計」罪を適用（初の事例）したものです。

また、株式会社セイクレスト関係者らによる偽計事件は、不動産現物出資制度を悪用した不公正ファイナンスについて偽計罪を適用したもので、同種の事件としては2件目の告発、不公正ファイナンス事案としては7件目の告発になります。

- (7) 建議等を通じた市場のルール整備への貢献としては、一巡した信用格付業者への検査の結果を踏まえ、「信用格付を提供し、又は閲覧に供する行為に係る正確性の確保についての建議」（25年3月）を行いました。これは、検査において、信用格付の公表に関し、誤って異なる格付を公表している事例が認められたことを踏まえ、制度面での対応を求めたものです。

また、市場監視活動を行う中で、一部の上場会社において、正式な公表予定時刻前に、自社ウェブサイトにて重要な会社情報を、十分なセキュリティ措置を講ずることなく保存したため、外部の者により当該情報が閲覧されてしまう事例があることが判明しました。証券監視委よりこうした事実を各証券取引所等に情報提供した結果、25年4月、金融庁と各取引所により再発防止に向けた対応が公表されました。

- (8) 自主規制機関等との連携については、日常の監視活動における連携に加え、東京証券取引所、大阪証券取引所及び日本証券業協会との間で、月例で市場における関心事項等につき意見交換会を開催したほか、研修への相互参加等を実施し、総体としての監視機能の向上に努めました。

また、クロスボーダー取引等を利用した不公正取引への対応の一環として、海外証券規制当局との連携強化にも積極的に取り組み、米国、香港、タイ、ケイマン諸島等の当局と直接対話し、協力関係の強化に努めました。

以上、24年度の活動状況について、その概要を紹介させていただきました。

活動状況は、証券監視委の1年の活動結果を網羅的にまとめたもので、多数の資料も添付しています。この活動状況をできるだけ多くの市場関係者にご覧いただくことにより、市場規律の向上に何らかの寄与ができれば幸いです。

* 文中、意見に関わる部分は、筆者の個人的見解です。

・ 筆者紹介 其田 修一

1982年一橋大学社会学部卒業後、大蔵省（当時）に入省。証券取引等監視委員会事務局証券検査課長、同局特別調査課長を経て、2013年6月より現職（証券取引等監視委員会事務局総務課長）。

■ 証券取引等監視委員会ホームページ

<http://www.fsa.go.jp/sesc/>

■ 証券取引等監視委員会では、新着情報やその活動状況を配信しております。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>